1：2,500 都市計画図

Ⅸ-DF 42－2

県北都市計画　　図

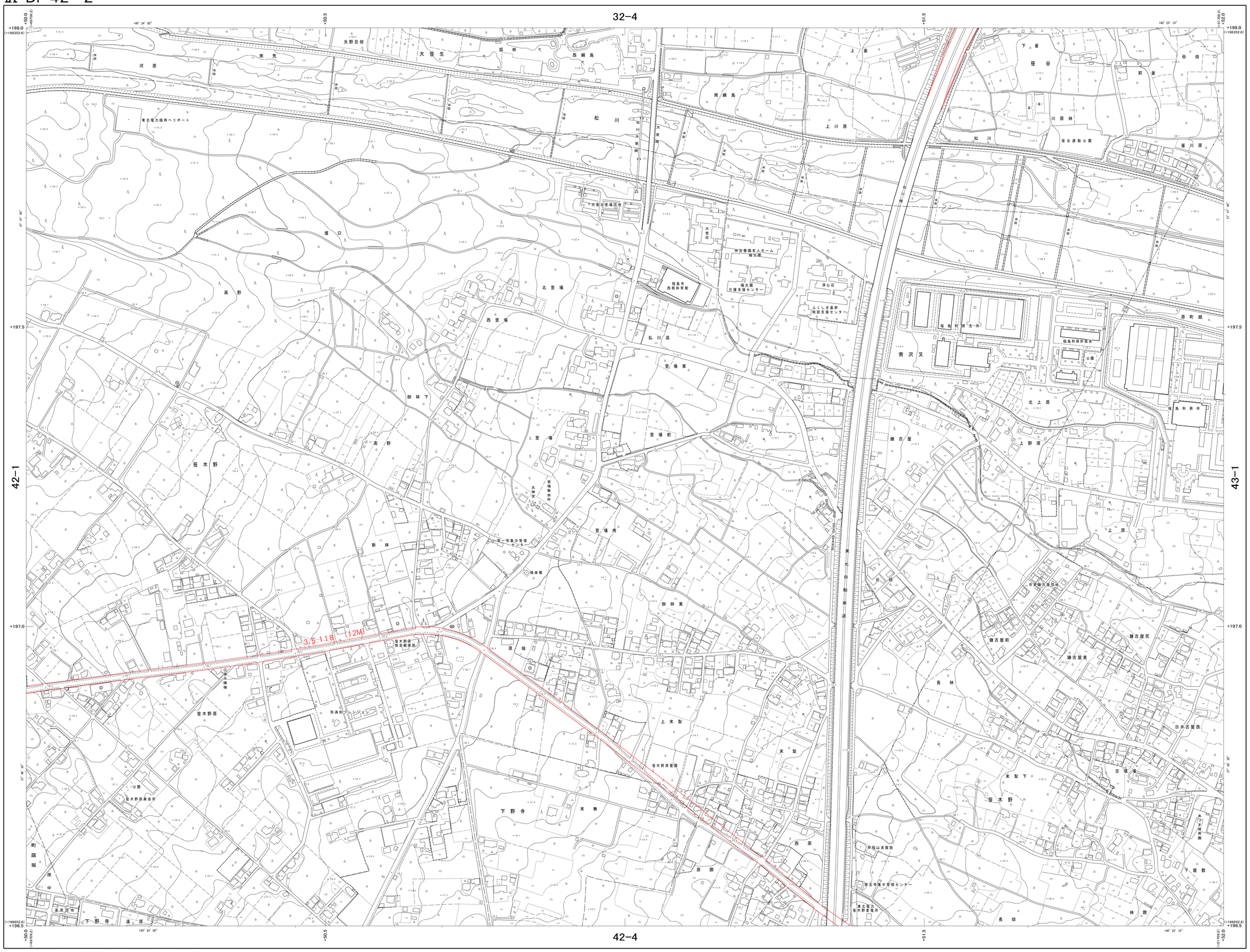

Ⅸ-DF 42－2

32-3	32-4 福島県	33-3
42-1		43-1
42-3	福島市 42-4	43-3

記号

普通建物
堅ろう建物
堅ろう無壁舎
普通無壁舎
37.2 三角点
25.62 電子基準点
25.62 水準点
42.3 多角点及び標石を有する図根点等
35.6 公共基準点 三角点
25.73 公共基準点 水準点
12.3 標石をおいない標準点
15.8 図化機測定による標高点

官公署
裁判所
検察庁
税務署
郵便局
森林管理署
交番
駐在所
消防署
職業安定所
公共職業安定所
出張所
神社
寺院
キリスト教会
学校
幼稚園・保育園
公会堂・公民館
保健所
病院
銀行
協同組合
倉庫
火薬庫
工場
変電所
揚・排水機場
ガソリンスタンド
駐車場
指示点
門
屋門
墓碑
記念碑
立像
路傍祠
灯ろう
鳥居
トンネル・坑口
独立樹(広葉樹)
独立樹(針葉樹)
油井・ガス井
起重機
タンク
煙突
高塔
電波塔
灯台
水位観測所
灯標
洞口
噴火口・噴気口
温泉・鉱泉
材料置場
石段
地下街・地下鉄等出入口
へい
かき

真幅道路
庭園路
軽車道
徒歩道
建設中の道路
歩道・分離帯
道路橋
徒橋
横断歩道橋 道路の雪覆い等
並木
人工斜面
土堤等
普通鉄道
路面鉄道
特殊軌道
索道
建設中の鉄道
プラットホーム及び跨線橋
鉄道橋
鉄道の雪覆い等
路面の鉄道及び停留所
送電線
区域界
植生界
耕地界
都・府・県界
町村・指定都市の区界
北海道の支庁界
大字・町(丁)界
郡市・東京都の区界
所属界

田
畑
さとうきび畑
パイナップル畑
桑畑
茶畑
果樹園
その他の樹木畑
芝地
広葉樹林
針葉樹林
竹林
園庭
荒地
はい松地
しの地
やし科林
湿地

大
小
地上
空間
橋梁
桟橋
護岸
滝
せき
水門
不透過水制
透過水制
木製桟橋
浮桟橋
鉄・コンクリート桟橋
数石斜板
護船発着所
かれ川
流水方向
砂地・れき地
水がい線
岩場
さんご礁
雨裂
土川
崩壊地
地すべり
岩がけ
断崖
高地
低地
稜線
鞍部
谷
尾根
凹地
凸地
鞍部
峠
岬
湾
島
半島
砂州
干潟
浜
入江
海峡
海溝
海嶺
海山
海盆
海台
海峡
海流

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅸ座標系
投影は標メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は
世界測地系による10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

「図郭座標数値は旧日本測地系。
（　）数値は世界測地系（測地成果2011）に基づき座標変換されたものである。」
（小数点以下第2位四捨五入単位止め）

平成２７年測量
平成２６年１０月撮影空中写真
平成２７年１１月現地調査

1:2500

0　50　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである
（助言番号）平成27　東公　第51号」

禁止事項
1. この地図に関する著作権は福島市に帰属します。
2. 福島市に無断で、次に掲げる行為をすることは著作権法により禁止されています。
　これらに反した場合は、著作権法等に抵触する恐れがあります。
　（著作権法第30条に規定する「私的利用」の範囲内での利用に限ります。）
　・地図の全部又は一部を複製すること。
　・地図では地図に含まれるデータの全部又は一部を複製、転記、抽出すること及び当該複製、転記、抽出されたものを利用すること、並びにこれらの行為を第三者に行わせること。
　・地図の全部又は一部をカビ一種・スキャナー等で複製したり、転記したり、光磁気ディスク等への入力、その他再現することおよび当該複製、転記、その他再現されたものを出力プラン、ビラ、その他の印刷物やホームページ等に記載すること。

注意事項
1. 地図は概略位置を表示したお考図としてご利用ください。
2. 地図に誤字・脱字、地形・道路位置のずれ、建築物・敷地の大きさの誤り等、表記上、内容上の誤り及び重の有りまった場合は次回修行時に訂正いたしますのでご了承ください。
3. 地図は地図の構成上誤差を含んでいますので、都市計画施設等に対する詳細な位置関係を知りたい場合は福島県都市計画課窓口でご確認ください。
4. 地図に表示してある都市計画施設等については、変更されている場合もありますので詳細については、福島県都市計画課窓口でご確認ください。

計画機関　福島県県北建設事務所
作業機関　東日本総合計画株式会社

Ⅸ-DF 42－2